

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

顔認証決済

生体認証の一つである顔認証を用いた決済手段。事前に顔データとクレジットカードなどの決済手段を登録し、レジ等にあるカメラで認証することで決済が行われる。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

12/ 6(月) 先勝 臨時国会召集
7(火) 友引 大雪
8(水) 先負 真珠湾攻撃から80年
9(木) 仏滅 皇后雅子さま58歳の誕生日
10(金) 大安 人権週間、源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(土) 赤口 体操・全日本団体選手権
12(日) 先勝

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/29(月)	28,284 ▼468	113.56 △0.60
30(火)	27,822 ▼462	113.18 △0.38
12/ 1(水)	27,936 △114	113.41 ▼0.23
2(木)	27,753 ▼183	113.26 △0.15
3(金)	28,030 △277	113.37 ▼0.11

来年4月から施行される年金制度改正

令和4年4月から年金制度改正が施行され、年金受給開始時期の選択肢拡大、在職中の年金受給に関する見直し等が行われます。

◎繰下げ受給の上限年齢の引上げ……公的年金の繰下げ受給(現行66~70歳)の上限年齢が75歳に引上げられ、増額率は最大84%(0.7%×繰下げ月数)となります。なお、施行日(令和4年4月1日)以降に70歳に到達する方が対象です。

◎繰上げ受給の減額率引下げ……公的年金の繰上げ受給(60~64歳)の減額率が【0.4%×繰上げ月数】に引下げられます(現行0.5%×繰上げ月数)。なお、施行日以降に60歳に到達する方が対象です。

◎60~64歳の在職老齢年金制度の見直し……60~64歳の特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、年金月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円(現行28万円)を超えた場合に、年金額の一部又は全額が支給停止となります。

◎在職定時改定の導入……在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)について、毎年10月に厚生年金保険の被保険者期間に基づき年金額を改定します。

◎加給年金の支給停止ルールの見直し……老齢厚生年金等に加算されている配偶者の加給年金について、加算の対象となる配偶者が老齢厚生年金等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有し、その全額が支給停止されている場合でも加給年金は支給停止されず(経過措置あり)。

◎年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え……新たに国民年金第1~3号被保険者となった方に対する資格取得のお知らせとして、年金手帳から基礎年金番号通知書の送付に切り替えます。

■この記事の詳細は、情報BOX201546

改正電帳法の「電子取引」は2年猶予

電子帳簿保存法の改正により、来年1月から請求書や領収書等をメールで受領する場合やウェブサイトからダウンロードする場合など、電子データで取引情報の授受を行う「電子取引」については、請求書等のデータを紙に出力して保存する方法は認められなくなり、真実性や検索機能の確保など一定要件に従ってデータのまま保存することが必要となります。

しかし、日経新聞の報道によると、企業の対応が遅れていることから、政府・与党は2年間の猶予期間を設けて、令和5年(2023年)まで紙での保存も容認する方針で、来年度税制改正大綱に盛り込み、年内に関連省令を改正する予定です。

売掛金の回収・管理を徹底しましょう

売掛金を回収するまでの期間が長くなれば資金繰りが悪化し、最悪の場合は黒字倒産に繋がります。また、売掛金を回収できなければ、商品の代金だけではなく、売るまでに費やしたコストも損失となるため、損失を取り戻すためには同じ商品を何倍も売る必要がありますので、企業にとって売掛金の回収・管理は重要な業務となります。

なお、長期間滞っている売掛金がある場合は、まずは話し合いで解決を図り、支払う意思がみられなければ少額訴訟などの法的手段も検討します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年4月から施行される年金制度改正の概要

◆受給開始時期の選択肢拡大

◎繰下げ支給の上限年齢引上げ

【現行】公的年金の受給開始年齢は原則65歳ですが、66歳から70歳までの間に繰り下げて請求することができ、請求時点に応じて、年金額は1月あたり0.7%が増額（最大42%）されます。

【改正】令和4年4月1日から、繰下げ受給の上限年齢が75歳に引上げられ、それに伴い、増額率に用いる繰下げ月数の上限も120月に引上げとなり、最大84%の増額となります。

・繰下げ加算額 = 老齢年金額 × 増額率 < 0.7% × 繰下げ月数 >

※施行日（令和4年4月1日）の前日時点で70歳に到達している方、又は受給権を取得した日から5年を経過している方は対象外。

◎繰上げ支給の減額率引下げ

【現行】公的年金の受給開始年齢を60歳から64歳までの間に繰り上げて請求する場合、請求時点に応じて、年金額は1月あたり0.5%が減額されます。

【改正】令和4年4月1日から、繰上げ支給の減額率が1月あたり0.4%に引下げられます。

・繰上げ減算額 = 老齢年金額 × 減額率（0.4% × 繰上げ月数）

※施行日（令和4年4月1日）の前日時点で60歳に到達している方は対象外。

◆60歳～64歳の在職老齢年金制度の見直し

【現行】60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）について、年金月額と総報酬月額相当額（標準報酬月額 + 標準賞与額 ÷ 12）の合計額が28万円を超えた場合に、年金額の一部又は全額が支給停止されます。

【改正】令和4年4月1日から、年金が支給停止となる基本月額と総報酬月額相当額の合計額の基準を47万円に引上げて、47万円を超える場合に年金額の一部又は全額が支給停止されます。

・支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 47万円) × 1/2 × 12

◆在職定時改定の導入

【現行】65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者については、厚生年金被保険者の資格喪失時（退職時・70歳到達時）に年金額が改定されます。

【改正】令和4年4月1日から、65歳以上の老齢厚生年金受給者が在職中であっても、厚生年金保険の被保険者期間に基づき、毎年定時（年1回、10月）に年金額が改定されます。具体的には、基準日（9月1日）の属する月前の被保険者であった期間を基礎として、基準日の属する月の翌月から改定されます。

※厚生年金保険の被保険者期間の月数が240月以上となった場合は、その時点で生計維持関係に応じた加給年金の加算・停止および振替加算の加算・不該当の処理が行われます。

※在職定時改定後の離婚分割請求については、分割改定後の標準報酬に基づく基準月（9月）前の被保険者期間を基礎として年金額が改定されます。基準月（9月）以降の被保険者期間は、次の在職定時改定または退職改定時に年金額の改定を行います。

◆加給年金の支給停止に関するルール改善

【現行】老齢厚生年金や障害厚生年金（1級・2級）に加算されている配偶者の加給年金については、加算の対象となる配偶者が老齢（退職）年金（加入期間20年以上又は中高齢の特例に該当する場合）又は障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）を受給している間は支給停止されますが、配偶者の老齢（退職）年金等が全額支給停止されている場合、加給年金の支給停止は解除されます。

【改正】令和4年4月1日から、加算の対象となる配偶者の老齢（退職）年金が全額支給停止されている場合でも、加給年金は支給停止されません。

※経過措置として、施行日（令和4年4月1日）の前日時点で、配偶者の老齢厚生年金が全額支給停止されている場合は、次に該当するまでの間、加給年金は施行日以降も引き続き支給されます。

- ・受給者自身の老齢厚生年金や障害年金が全額支給停止となったとき。
- ・配偶者の老齢厚生年金が、基本手当の受給による全額支給停止を解除されたとき。
- ・配偶者の老齢（退職）年金が、他の年金を受給することにより支給停止されたとき。

◆年金手帳から基礎年金番号通知書へ切り替え

【現行】国民年金第1～3号被保険者となった方（20歳に到達された方及び20歳前に厚生年金保険の被保険者となった方等）には年金手帳が交付され、基礎年金番号が通知されます。

【改正】令和4年4月1日から、年金手帳から基礎年金番号通知書に切り替わり、年金手帳の再交付は廃止となります。なお、年金手帳は基礎年金番号を明確にする書類として利用できます。